

川崎市地域課題対応事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする地域課題対応事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効果及び効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域の身近な課題の解決のための事業

(2) 地域の特性を活かした区づくり事業

(3) 区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業

(4) 便利で快適な区役所づくりのための事業

(5) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 前項の事業について、区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業を「区独自事業」とし、区役所が主体となり、局と連携して、地域の課題を解決する事業を「局区連携事業」として、実施することとする。

4 事業実施に当たっては、次のいずれにも留意しなければならない。

(1) 対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。

(2) 後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。

(3) 予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

(実施方法)

第3条 区長は、実施に当たって、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

(事業の広報等)

第4条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

川崎市地域課題対応事業実施指針

はじめに

川崎市は平成17年4月1日から自治基本条例を施行し、平成18年度に各区で区民会議の本実施を開始するなど、区行政改革の基本方向である「地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点」を目指して、区役所機能の強化に取り組んでおり、区役所は地域における課題を的確に把握し、区民の参加と協働により、その迅速な解決に努めることが求められています。

地域社会の抱える課題に迅速・的確に対応するため、平成18年度から、区民の参加と協働により実施してきた「協働推進事業」と局と区の連携により実施してきた「区の課題解決に向けた取組」を一層、効果的、一体的に推進し、かつ、市民にも分かりやすいものとするため、平成23年度に「地域課題対応事業」として統合いたしました。

この事業実施指針は、川崎市地域課題対応事業実施要綱及び上記の経緯に基づき、地域課題対応事業を適正に実施するために策定するものです。

1 事業実施の考え方

(1) 区独自事業

区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業を実施します。川崎市自治基本条例の理念である市民自治の確立に向け、区民と行政が課題について共通認識を持ち、お互いの信頼関係を構築しながら事業展開を図ります。

また、「川崎市協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の充実に努めます。

(2) 局区連携事業

区役所が地域からの視点を活かし、局と連携して地域の課題を解決する事業を実施します。区役所が主体的に関係局と調整するとともに、区役所と局の役割分担を明確にし、事業内容及び事業費について十分精査します。

なお、事業内容等の精査に当たっては、サマーレビュー、主要課題調整及び区課題調整会議等を活用し、総務局、総合企画局、財政局と十分に調整することとします。

2 分野別事務事業

区独自事業及び局区連携事業の実施に当たっては、次に掲げる分野別事務事業へ位置付け実施します。

(1) 安全・安心まちづくり事業

区民の安全・安心な生活環境の確保に向けて、防犯、防災及び交通安全対策等の事業を実施します。

(2) 地域福祉・健康づくり事業

区民が共に支え合い、健康で生き生きと暮らせる地域をつくるための事業を実施します。

- (3) 総合的な子ども支援事業
地域の実情にあわせた総合的な子ども支援事業を実施します。
- (4) 環境まちづくり事業
地域の自然を保全する活動や環境問題を解決する事業を実施します。
- (5) 地域資源活用事業
地域の歴史、文化、産業、自然、人材等を活用し、地域の魅力や個性を活かした事業を実施します。
- (6) 地域コミュニティ活性化推進事業
町内会・自治会や市民活動団体等と連携し、地域コミュニティを活性化するための事業を実施します。
- (7) 区役所サービス向上事業
区役所サービスを効率的・効果的・総合的に市民に提供するため、区役所サービス向上指針及び区役所サービス取組方針等に基づき、事業を実施します。
- (8) 地域課題対応その他事業
区民提案型事業、緊急対応が必要な事業及び地域課題対応事業における管理運営事業を実施します。

3 事業を実施する上での留意事項

- (1) 全市一律のサービス水準で実施すべき、対人給付的な事業等については本事業の対象としないこと。
- (2) 区計画等の事業計画に基づく計画的な事業執行をすること。
- (3) 予算の硬直化を防ぎ、新たな課題へ柔軟に対応するため、事業評価を実施し所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。
- (4) 区が主体的に実施する事業であっても、必要に応じて関係局との十分な調整を図ること。特に土木関連事業などハード整備事業については、関係局と十分な調整を行うこと。
- (5) 区役所施設について、法令等に定める建物及び設備の維持・整備、営繕等は、区役所施設整備費、管理運営費で対応すること。
- (6) 公平性や公共性の観点から、受益と負担の適正化を図ることを常に意識し、受益者負担の導入に努めること。
- (7) 市民活動を支援する目的の事業については、事業の性格等を考慮し、あらかじめ適切な支援期間を設け事業の検証を行い、その後は自主運営への移行を促進することで、予算の硬直化を防ぐこと。
なお、市民活動団体の事業等に対する資金面での支援については、原則として「かわさき市民公益活動助成金制度」を活用すること。
- (8) 各種調査は、その後の区政の礎となることから調査実施に当たっては、前回調査からの経年を確認し、アンケート等については回収率を高める工夫をすること。また、

局事業関連の調査及び計画策定事業については、事前に関係局との調整を十分に行い、局事業・計画と齟齬や重複が生じないように、整合性を図るとともに、的確に局と連携して進めること。さらに、調査結果や策定した計画については可能な限り広く周知すること。

(9) 緊急に対応する必要がある事業については、必要性、緊急性を十分に精査すること。

4 事業計画の策定

公平で公共性の高い事業を実施するため、次の項目について検討し、事業計画を策定します。ただし、緊急対応が必要な事業については、課題の必要性、重大性、緊迫性などにより適宜判断します。

(1) 事業目的

どのような地域の課題や区民ニーズ等に基づいて事業を実施するのか明確にします。

また、事業を実施することにより、何を達成させるのか、可能な限り定量的（定量的に表すことが難しい事業にあつては、他との比較等により）に明らかにします。

(2) 計画期間及び実施目標

複数年度にわたる事業については、始期と終期を明らかにし、事業全体の計画に加え各年度の実施目標や計画も明らかにするものとします。

(3) 事業内容

具体的な事業内容を明らかにします。

(4) 実施手法

事業の目的を踏まえ、効率的、効果的な手法により事業を実施します。また、現在の区の体制で実施可能であることが前提であることから、限られた予算や人員等を効果的に用いるため、区民や市民活動団体等が主体となった取組との連携をこれまで以上に図り、区民との役割分担を明確にすることで、事業や予算の硬直化を防ぎます。

(5) 事業費

事業実施に当たって、適正な経費を積算し、事業費の有効活用を図るものとします。また、積極的に歳入の確保に努めるものとし、補助金・交付金による歳入及び市有財産の有効活用による広告収入などの歳入を特定財源として地域課題対応事業費に上乗せできるものとします。

5 事業評価

上記2の各分野別事務事業は、川崎再生ACTIONシステムによる事務事業評価を行います。

また、個別の事業の評価については、これまでも協働推進事業において独自の様式で実施してきましたが、地域課題対応事業の個別事業についても市の事務事業と同様、PDCAマネジメントサイクルを確実に機能させるため、川崎再生ACTIONシステムの事務事業点検票を参考にした評価の様式を各区で定め、実施します。

各区で定めた評価の様式を用いて、年度当初に各事業の目標を設定し、事業の終了後は、評価指標をもとに事業が効率的・効果的に実施できたかどうかの評価を行います。それを事業の実施方法や内容の見直しに反映させていきます。

また、区政の透明性を向上させ、区民への説明責任を果たすため、事業計画や経過、評価等については、市政だより区版やインターネット等を活用し、区民に対して積極的に情報提供を行うものとします。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。